

[視察調査報告(参考資料)]

視察地 神奈川県開成町

1 観察年月日 平成 23 年 1 月 11 日

2 観察の目的

議会活性化と開かれた議会運営について

- (1) 通年議会について
- (2) 日曜議会について

3 観察地の概況

- ① 人口 16,323 人
- ② 世帯数 5,786 世帯
- ③ 面積 6.56 平方km
- ④ 財政規模 4,781,805 千円 (平成 22 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 地勢・沿革

開成町は神奈川県西北部、足柄平野の中央に位置し全町域平坦地であり温暖な気候である。酒匂川を境界に山北町、松田町、大井町に接し西は南足柄市、南は小田原市に接し県下で行政面積の一番小さな町である。

小田急開成駅は一日一万人の利用者があり横浜まで 40 分であり、東名高速道路大井松田インターチェンジまでは 2~3 分である。

⑥ 議会概況

- ・議員定数 14 人 (平成 23 年 4 月改選時より 12 人)
- ・常任委員会
 - 総務教育常任委員会 9 人
 - 環境民生常任委員会 9 人
 - 都市経済常任委員会 9 人
- ・議会運営委員会 6 人 (各常任委員会正副委員長で構成)
- ・議会だより編集委員会 6 人 (各常任委員会より各 2 人)
 - 複数所属 任期 2 年
- ・議会事務局職員 専任 2 人
- ・議会費 94,691 千円

4 取り組みの現況

議会活性化への取り組み

(1) 「日曜議会」の実施

平日、仕事や学校などで議会を傍聴できない人など、多くの人々に議会活動を知ってもらうため、「日曜議会」を開催している。原則として 6

月会議に開会し一般質問を行う。質問は一人1項目とし持ち時間は30分。平成17年、18年、19年は12月定例会で、平成20年、21年、22年は6月定例会で開会している。6回目となる平成22年6月20日の開会は、9人の議員が一般質問を行い、63名の傍聴者が町内だけでなく他の市町からも来られた。

性別、年齢層別、住所別 傍聴者内訳（別表資料）

- (2) 平成18年12月「議会だより」において議案の議員賛否を掲載
- (3) 平成20年1月「議会改革検討推進委員会」設置、2月議会改革スローガン制定。開成町議会・改革宣言

「議員が変われば議会が変わる。」

「議会が変われば開成町が変わる。」

「議員は住民の良きリーダー」

同会を 平成22年5月「議会改革委員会」に名称変更

- (4) 平成20年9月一般質問での一問一答方式導入
- (5) 通年議会の実施

平成21年3月から9月までを会期とした「通年議会」を試行的に導入し、平成22年1月5日の初議会において、1月5日から12月28日までの358日間を会期とする「通年議会」を実施した。全国では4番目、県内では初めてとなる。

「通年議会」を実施することで、閉会期間がなくなり、3月、6月、9月、12月（定例会）に再開する本会議のほか、必要に応じて議長の判断で議会が再開可能となる。また臨時会もなくなり、先決処分もなくなる。

議会がいつでも主導的・機動的に活動できるようになり、会期に制限されてきた議会活動の幅を広げることができ、常任委員会活動の活発化が期待される。

- (6) 町長「逆質問権」を付与
- (7) 議会報告会の実施

平成22年10月29日（金）30日（土）の2日間「議会報告会・意見交換会」を実施した。開かれた議会を目指し、平成21年から自治会長対象に開催し、今回の開催は平成22年4月施行の議会基本条例に基づき町民対象に実施し2回目となる。議員を2班に分け役割分担し「議会基本条例」「通年議会」「議員定数」について報告した。2日間で37名の参加となり質疑応答では、報告内容以外の町政全般への様々な質問・意見が出され解答した。

- (8) 議会基本条例の制定

平成22年3月（可決）制定。議会の基本理念や議会・議員の責務及び活動原則など基本的事項を定めることにより、町民参加を基本とする、開かれた議会を実現する目的として制定した。

「開成町議会基本条例」は前文、第1章～第8章まで第20条からなって

いる。(平成 22 年 4 月 1 日施行)

5 考 察

開成町の日曜議会は、若い世代の町民や他地域からの傍聴者合わせて 63 名の参加があった。議会傍聴を平日の日中と限られた人々のものとせず、町政や議会に少しでも関心を持つてもらうための機会と考え、より多くの町民が傍聴可能な時間での議会の開催は今後求められることと思われる。本町でも議会基本条例の制定、議会報告会の開催と先進的に行っているが、次の具体的な取り組みとして日曜議会や夜間議会など今後の課題と考えられる。また一般質問についても傍聴者より「質問と答えがかみ合わない」との指摘があり、当事者に通告への骨子を三日前まで渡し質問内容の充実をはかっていた。このことについて本町でも検討する必要があるのではないか。日曜議会の一般質問の内容によっては傍聴者の人数が変わり、町民の関心度も現れていた。誰でも自由に気軽に傍聴できる環境づくりは、町民にとって開かれた議会となり、議員にとっても良い刺激になると思われる。議会や町政と町民のくらしの距離を少しでも無くするためにも、多くの町民が傍聴できる環境づくりは大切なことである。

通年議会についてデメリットは特になく、メリットとして専決処分が特例でない限り無くなり、臨時会もない、常任委員会活動が活発化する点を上げていた。しかし、実際の常任委員会の活動日数は本町より特に多くはなかった。ただ閉会、開会を繰り返す手間がないなど、閉会という意識がなくいつでも活動開始の体制であることは活性化につながることと思われる。

議員定数など様々なことについて、議会改革実行委員会を立ち上げ取り組んでいた。とかく定数削減が注目されるが、どこでも共通課題である若い人たちが出られるように報酬の引き上げを検討していた。

本町でも議会改革について積極的に取り組んでいるが、今後まちづくりへの町民の協働と参画を広げていくためにも、町民の意見を聴き理解を求めていくことが大切である。今後ますます議会報告会をはじめ各種団体との懇談会などが意味ある場となり、取り組みの充実に努めることが重要である。

開成町では今後の課題として「議会の町民窓口」開設をあげていた。町民とできるだけ多く接していくため、「聞きましょう町民の声、お知らせしましょう議員の活動を広く」を今後議論していくことが大事だと述べていた。最近は町民の関心の低さの反面厳しい目があるが、だからこそ町民の中に入つて行く行動が議会の活性化につながる事と考えられる。

平成22年第1回定例会6月会議「日曜議会」について

【結果】

実施日 平成22年6月20日(日)

傍聴者 63人

* 報道関係者は除く

性別	区分	人数	割合
	男性	35人	55.56%
女性	28人	44.44%	

年齢層別	区分	人数	割合	男性	女性
	10歳以下	3人	4.76%	1人	2人
	10代	1人	1.59%	1人	0人
	20代	9人	14.29%	5人	4人
	30代	21人	33.33%	8人	13人
	40代	14人	22.22%	9人	5人
	50代	7人	11.11%	5人	2人
	60代	4人	6.35%	2人	2人
	70代	4人	6.35%	4人	0人
	80歳以上	0人	0.00%	0人	0人

住所別	区分	人数	割合
	開成町	35人	55.56%
	小田原市	1人	1.59%
	南足柄市	11人	17.46%
	二宮町	1人	1.59%
	大井町	4人	6.35%
	松田町	6人	9.52%
	山北町	2人	3.17%
	真鶴町	3人	4.76%

過去の一般質問傍聴者数(参考)

会議名	期日	傍聴者数
平成17年	第1回 平成17年3月8日	22人
	第2回 平成17年6月14日	14人
	第3回 平成17年9月13日	17人
	第4回 平成17年12月11日	25人
平成18年	第1回 平成18年3月7日	16人
	第2回 平成18年6月25日	31人
	第3回 平成18年9月12日	18人
	第4回 平成18年12月6日	16人
平成19年	第1回 平成19年3月6日	18人
	第2回 平成19年6月27日	14人
	第3回 平成19年9月16日	32人
	第4回 平成19年12月9日	58人
平成20年	第1回 平成20年3月4日	23人
	第2回 平成20年6月22日	44人
	第3回 平成20年9月9日	22人
	第4回 平成20年12月9日	16人
平成21年	3月会議 平成21年3月3日	17人
	6月会議 平成21年6月21日	47人
	9月会議 平成21年9月3日	8人
	12月会議 平成21年12月8日	7人
平成22年	3月会議 平成21年3月3日	17人
	6月会議 平成22年6月20日	63人

は日曜議会

〔視察調査報告（参考資料）〕

視察地 神奈川県湯河原町

1 観察年月日 平成 23 年 1 月 12 日

2 観察の目的

議会活性化と開かれた議会運営について

- (1) 議会基本条例制定後の議会活性化対策について
- (2) 今後予定されている活性化対策について

3 観察地の概況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

- ① 人口 27,317 人
- ② 世帯数 12,464 世帯
- ③ 面積 40.99 平方 km
- ④ 財政規模 7,995,000 千円（平成 22 年度一般会計当初予算）
- ⑤ 地勢・沿革

湯河原町は、JR 東海道線を東京から約 100 km。神奈川県の西南端に位置し、相模灘を東に望み三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の山々に囲まれ、町内を流れる千歳川と新崎川とに挟まれた沖積地に展開する穏やかな丘陵地。一年を通じ温暖で、風光明媚な環境にある。

昭和 30 年 4 月 1 日に温泉観光地の湯河原町・農業地の吉浜町・漁業地の福浦村の 2 町 1 村が合併し、現在の湯河原町が誕生した。

⑥ 議会概況

- ・議員定数 16 人（平成 24 年 3 月改選時より 14 人）
- ・常任委員会

総務文教・福祉常任委員会	8 人
環境・観光産業常任委員会	8 人
・議会運営委員会	7 人
・特別委員会	
広域行政特別委員会	8 人
議会だより編集委員会	6 人
行政課題等調査特別委員会	8 人
湯河原町議会改革等特別委員会	8 人
・議会事務局 専任	4 人
・議会費	138,946 千円

4 取り組みの現況

(1) 議会基本条例制定の基本的な考え方

地方分権時代を迎えるにあたり、地域の自立、少子高齢化、安全安心の確保、地域産業

の振興など地域社会の課題が山積している中で、町民の代表機関であるとともに議事機関である議会の責任は、ますます重くなっている。

のことから、議会及びすべての議員が町民の信託にこたえ、町民から期待された政策形成や行政監視の役割を果たすとともに、議会の運営、議員の活動に関する基本事項を定め、町民とともに汗を流す町民協働の議会運営を進め、活力ある地域づくりと町民の福祉の向上に資することを目的に、議会運営の最高規範となる議会基本条例を平成 18 年 12 月 12 日に制定した。（全国で 2 番目）

制定にあたっては中央大学法学部教授磯崎初仁氏より助言をいただいた。
条例の構成は次の 15 条からなる。

（2）議会基本条例の構成

前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 議会の使命
- 第 3 条 議会の運営原則
- 第 4 条 議員の責務
- 第 5 条 重要政策の審議等
- 第 6 条 議会の議決事件
- 第 7 条 議会における自由討議の拡大
- 第 8 条 会派の活動
- 第 9 条 会議の開催
- 第 10 条 議員の懲罰
- 第 11 条 議会の組織
- 第 12 条 議会の事務局等
- 第 13 条 議員の研修
- 第 14 条 議員の定数及び議員報酬
- 第 15 条 この条例の性格等

附則

（3）制定後の議会活性化について（主なものとして）

- ア 議会は必要な政策を自ら立案、決定し、又は執行機関を通じて提案して実施させることにより、政策中心の運営を行うことができる。
- イ 傍聴、広報などによる情報提供し、町民に対して議会の議決や運営について経緯を説明し透明性、応答性のある運営が強化された。
- ウ 総合計画、公共事業計画その他重要な政策を決定するときは、あらかじめ、議会、議員の意見を聴くよう努めなければならないと規定したことにより、委員会重視の運営がはかられる。
- エ 地方自治法第 96 条 2 項に規定する議会の議決事件として①基本構想に基づく基本計画に関すること②第三セクターなど出資法人の出資に関する決定を追加し議決事件の拡大をはかった。
- オ 会派の活動を規定し、政策形成を積極的に取組みできる。

(4) 議会基本条例の見直しについて（現在議会運営委員会で検討中）

- ア 議会報告会の開催を規定する（第5条に位置付け）
- イ 隣接市町との広域政策への取組みの強化（新規に制定）
- ウ コミュニティ活動の推進策の支援（新規に制定）
- エ 町長等に反問権の付与（新規に制定）

5 考 察

湯河原町議会基本条例の特徴としては、「議会の運営及び議員の活動に関する事項」を定め、議会は何を目指すのか、何を目標にするのかを明確にした。

一つは「議会が町民から期待された政策形成及び行政監視の役割を果たすこと、二つ目は「町民とともに汗を流す町民協働の運営を進める」こと、この二つを骨子にしたものである。

本町の議会基本条例の目的は、「町民に開かれた議会及び議員活動の活性化を図るために必要な議会運営の基本事項」を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしたものと比較し、湯河原町の条例は議会運営を重視しており、本町の開かれた議会重視の目的の違いが感じられた。本町では2回開催した議会報告会の開催は湯河原町では、会派での報告会は行っているが、議会としては開催しておらず今後の検討課題であった。また、議会は会派により政策形成を積極的に行っており、全員協議会も自治法改正により、正規の議会活動として法的に位置付けられたことに伴い「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場」として明確に位置づけ、その中では、議員間の「自由討議」が行われる場合が多いとのことであった。本町でも検討すべき課題である。

議会の透明性では、定例会で審議した議案ごとに各議員の賛否を議会広報、ホームページすべて公開する方法をとっていた。本町議会では運営規程第95条に氏名を公表する場合、3つの案件からなっているがすべての議案の氏名公表は本町でも今後の検討課題である。また、議会交際費（平成22年度予算60万円）についてもすべてホームページで公開している。本町でも取組むべきである。

条例第14条（議員の定数及び議員報酬）については、現行議員定数は16人で次回の改選からは14人の定数にする予定になっている。報酬は議長40万円副議長32万円委員長31万円議員30万円となっており神奈川県内では中位の報酬であり、増額する予定となっている。費用弁償は平成11年度から廃止された。

条例第15条（この条例の性格等）にこの条例は、議会運営、議員活動の最高規範であり目的、原則等に即して行われているかどうかを不斷に点検し、必要があると認める場合は改正その他必要な措置を講じることとあり、議会運営委員会で常に検証しているとのことである。本町議会基本条例を補完する他の条例、規則、規程等については、不斷に検証する必要性がある。